

ありだデジタル共創プロジェクト推進事業に係る
公募型プロポーザルの実施について

ありだデジタル共創プロジェクト推進事業について、下記の要領により公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和8年6月1日
有田市長 玉 木 久 登

ありだデジタル共創プロジェクト推進事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

当市においては有田市 DX 推進計画を策定し、地域課題解決に向けて有田市スマートシティ推進協議会と協定を締結し取り組んでいる。

今般、当市の地域課題に対し、地元事業者又は団体が IT 事業者等と連携し、かつデジタル技術やデータの利活用によりサービスを実装する先進事例を創出し、地域内での横展開を促進することで、地域資源を活かした付加価値の創出を促進する。これにより、域外事業者との協働を通じた関係人口を創出し、地域との多様な関わりを生み出すとともに、地域内で生まれたデジタルサービスが域内で利用・循環する経済モデルの形成を目指す。地域が主体となって価値を生み出し、内外の連携により成長し続ける地方の実現を将来像とする。

2. 業務の概要

① 業務名

令和8年度ありだデジタル共創プロジェクト推進事業業務

② 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

③ 委託業務

別紙「ありだデジタル共創プロジェクト推進事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

④ 業務に係る経費 (上限額)

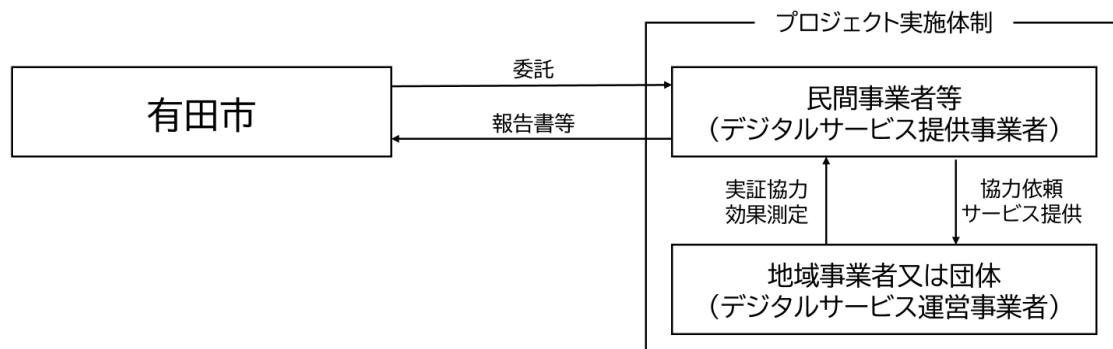
5,000,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4. 業務の実施体制

本業務の実施体制は、下記のとおりとする。



① 民間事業者等（デジタルサービス提供事業者）

優れたデジタルサービスやデータ利活用に関するノウハウを有する民間企業（一般社団法人及び一般財団法人を含む）であり、デジタルサービス運営事業者と連携し、本事業を推進するとともに、実装後の横展開を促進する。複数の企業による共同提案も可とするがプロジェクトの責任及び市との契約窓口を担う代表企業を事前に決めておくこと。

② 地域事業者又は団体（デジタルサービス運営事業者）

デジタルサービス運営事業者は、有田市内に本店又は営業所等がある事業者または法人格を有する団体であり、デジタルサービス提供事業者と連携し、本事業を推進するとともに、実装後のサービス運営を担う。

※デジタルサービス提供事業者が本事業への参画を検討するにあたり、デジタルサービス運用事業者を見つけることが困難である場合は、スマートシティ推進協議会に相談できるものとする。ただし、事業内容や状況により相談してもなお見つからない可能性があることに留意すること。

【 有田市スマートシティ推進協議会事務局 】

所在地：〒649-0304 和歌山県有田市箕島 134 番地 前山家具ビル 3F

メールアドレス：coda001@smart-arida.org

業務時間：午前 10 時 00 分～午後 3 時 00 分

（土曜、日曜、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

5. 参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件

本プロポーザルへ参加できる者（デジタルサービス提供事業者及びデジタルサービス運営事業者）は、提案書を提出した日から最優秀提案者を決定する日までの間、次に掲げる要

件を全て満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- ② 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 有田市建設工事等に係る入札参加資格停止等の措置要綱(平成 20 年訓令第 2 号)による指名停止の期間がある。
 - イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている。
 - ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている。
※ ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ③ 市税等を完納していること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。
- ⑤ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

6. スケジュール

項目	日程
公募開始・事前相談受付開始	令和 8 年 6 月 1 日(月)から
質問期限	令和 8 年 7 月 17 日(金) 17 時まで
参加申出書の提出期限	令和 8 年 7 月 24 日(金) 17 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 31 日(金) 17 時まで
一次審査	令和 8 年 8 月 5 日(水)～8 月 6 日(木)
一次審査結果の通知	令和 8 年 8 月 7 日(金)
本審査	令和 8 年 8 月 19 日(水)
本審査結果の通知	審査会の翌日以降
契約期間	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

7. 参加申出書の提出

- ① 本プロポーザルの公告の方法
有田市ホームページへの掲載による。

② 提出書類

ア プロポーザル参加申出書（別記第1号様式）（写し不可）

イ 委任状（別記第2号様式）（写し不可）（支店等に参加手続等の委任を行う場合）

ウ 市町村税完納証明書（発行後3ヵ月を経過していないもの）又は市町村税にかかる直近2年分の納税証明書（法人市民税、固定資産税、軽自動車税等）（写し可）

※ 支店等に入札等権限の委任を行う場合、受任者の営業所の所在地の証明書を提出すること。

エ 登記簿謄本（法人のみ）又は住民票（個人のみ）（いずれも発行後3ヵ月を経過していないもの）（写し可）

オ 身分証明に係る誓約書（個人のみ）（別記第3号様式）（写し不可）

カ 使用印鑑届出書（別記第4号様式）（デジタルサービス提供事業者のみ）（写し不可）

※ イ〜カについては、本プロジェクトに参画する予定である全てのデジタルサービス提供事業者及びデジタルサービス運営事業者の書類を提出すること。ただし、令和8年4月1日時点で有田市物品・役務一般（指名）競争入札参加者名簿に登載されている者は、イ〜カの提出を省略することができる。

③ 提出部数

各1部

④ 提出期限

「6. スケジュール」のとおり

⑤ 提出場所

「14. 問い合わせ先」に示す場所

⑥ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は電子申請

8. 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（別記第5号様式）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。また、電子メールの送信後必ず電話にて着信を確認すること。

① 提出期限

「6. スケジュール」のとおり

② 提出場所

「14. 問い合わせ先」に示す場所

③ 回答方法

質問の内容及び回答は、令和8年7月22日（水）まで随時本市のホームページに掲載する。

9. 企画提案の概要

別紙「ありだデジタル共創プロジェクト事業業務仕様書」等の目的及び期待される効果等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」として提出すること。なお、実施内容や効果の設定は提案者が調査の上、提案することとするが、企画提案書等を提出する前に、市担当部署等へのヒアリングを希望する場合は「14. 問い合わせ先」まで連絡すること。

- ① 会社概要
- ② 解決する課題と具体的な実施内容
- ③ 事業により期待される効果と効果を測定する方法
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 実施スケジュール
- ⑥ 後年度における体制や費用負担の方法
- ⑦ 他の市内事業者及び団体等への横展開の方法
- ⑧ K P I（実施期間終了後3年間）
- ⑨ 事業費の見積額
 - ・経費の内訳を記載すること。
 - ・消費税及び地方消費税の額を含む金額を記載すること。
 - ・2.④の業務に係る経費を超えないこと。

10. 企画提案書の提出

- ① 提出書類

企画提案書(A4判縦(A3判の折り込み可)とする。)
- ② 提出部数

8部
- ③ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)又は電子データでの送付
持参又は郵送の場合は、外封筒に「ありだデジタル共創プロジェクト推進事業業務企画提案書在中」と朱字で記載すること。
電子データでの送付の場合は、専用のオンラインストレージのURLを事務局より提供するため、事前に電子メール等にて依頼すること。また、提出後受領確認を電話にて行うこと。
- ④ 提出期限

「6. スケジュール」のとおり
- ⑤ 提出先

「14. 問い合わせ先」に示す場所
- ⑥ その他

- ア 提出された書類は返却しないものとする。また、提出後の差し替え、追加及び削除は認めないものとする。
- イ 企画提案書の内容については、本市に帰属するものとする。
- ウ 提案は1案とする。
- エ 提出書類は非公開とするが、本業務の契約者については、提出書類の全部又は一部が情報公開の対象となることがある。

11. 審査及び決定

① 審査機関

本プロポーザルの審査は、ありだデジタル共創プロジェクト推進事業業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。審査委員会の詳細については、市長が別に定める。

なお、本プロポーザルの公告日から最優秀提案者が決定される日までにおいて、本プロポーザルの参加者（その関係者を含む。）が本プロポーザルに関して審査委員会の各委員に直接又は間接的に接触を図ることは、厳に慎むこと。当該行為を行おうとしたこと又は行ったことが判明した場合は、本プロポーザルに参加している者は失格とし、最優秀提案者又は次点者に選定された者はその選定を取り消す。

② 概要

審査委員会は、本プロポーザルによる企画提案の審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定する。参加者が1者のみであった場合においても、審査委員会にて審査を行い、その提案が優秀であると判断した場合は、その者を最優秀提案者とする。

③ 一次審査

書類の提出があった者（以下「提案者」という。）を対象に、企画提案書のみで審査し、上位3者程度を選定する。一次審査の結果については、各提案者に対し、合否のみを通知する。その際、たとえ提案者からの求めであってもその者の順位及び採点結果は公表しない。ただし、本プロポーザルを実施後、本業務委託契約を締結した後においては、参加者の総数を公表するとともに、各提案者に対してのみ、その者の順位及び採点結果を開示することとする。なお、提案者が3者以下であれば一次審査を実施しない。

※一次審査の結果は、令和8年8月7日（金）までに通知するものとする。

④ 本審査

審査委員会は一次審査にて選定された者に対し、本審査を実施する。

本審査では一次審査にて選定された者が、審査委員会に対し次のとおり企画提案に関するプレゼンテーションを行う。

ア 実施日

「6. スケジュール」のとおり

※オンライン形式(Web会議)による参加も可とする。

※ 会場、集合時刻等については、一次審査の結果通知時に通知する。

※ 参加申込数により実施日が変更になる場合がある。

イ 出席者にはデジタルサービス提供事業者及びデジタルサービス運営事業者ともに出席することとし、合計4名までとする。

ウ 追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションの時間は、説明 20 分、質疑応答 10 分の計 30 分を予定しているが、参加申込数により変更する場合がある。

オ パソコン等の準備は、前者終了後の調整時間である 10 分以内とする。

カ プレゼンテーションに必要なパソコン、プロジェクタ、接続ケーブル等は提案者が持参すること。ただし、スクリーンについては本市で用意する。なお、オンライン形式の場合においては、必要機器は本市が用意し、Web 会議システムのホストは提案者側で用意し、事前に招待 URL を本市に送付すること。

キ プレゼンテーションは非公開とする。

⑤ 評価基準

別に掲げる「ありだデジタル共創プロジェクト推進事業業務委託プロポーザル評価基準」のとおり

⑥ 選定方法

各提案者の獲得点数は、評価者各々の点数の平均値（各評価者の点数の総和を評価者数で除した点数）とし、獲得点数の最も高い提案者を最優秀提案者、2 番目に高い提案者を次点者とする。獲得点数が同点の場合は、審査委員会の協議により最優秀提案者を決定する。ただし、獲得点数が満点（500 点）の 60%（300 点）に満たない場合においては、採択しない。

※平均値の算出において、小数点第 2 位未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入するものとする。

⑦ 結果通知

各提案者に対し、当該提案者の獲得点数及び順位、参加者の総数、最優秀提案者の商号又は名称及びその獲得点数、及び次点者の商号又は名称を通知する。

また、最優秀提案者の商号又は名称、その獲得点数及び次点者の商号又は名称を本市のホームページ上に掲載する。

⑧ 委託契約

ア 最優秀提案者を本業務に係る契約候補者とする。

イ 最優秀提案者が契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次点者を契約候補者とする。

ウ 契約の相手方となった者は、契約金額の 100 分の 10 の契約保証金を本市に納付しなければならない。ただし、有田市財務規則（昭和 55 年規則第 1 号。以下「財務規則」という。）第 113 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証

金の全部又は一部の納付を免除する。

- エ この要領に定めることのほか、契約に関する条件は、有田市財務規則（昭和 55 年規則第 1 号）に定めるとおりとする。

12. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 「5. 参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件」を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 本要領で示された提出期日等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

13. その他

- ① 本プロポーザルへの参加に要した全ての費用は、応募者の負担とする。
- ② やむを得ない理由により、本プロポーザルを中止する場合であっても、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- ③ 本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ④ 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14. 問い合わせ先

〒643-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

有田市役所 経営管理部経営企画課デジタル推進室 担当：岩田、福田

TEL：0737-22-3745（直通）

E-mail：joho@city.arida.lg.jp